



# 2025 GUIDEBOOK

令和7年度版  
互助組合のしおり  
(各種事業のご案内)



©長崎県観光連盟  
(吉井町：五蔵池)

## 一般財団法人長崎県教職員互助組合

〒850-8566 (個別番号)

長崎市尾上町3番1号 県教育庁福利厚生室内



095-824-4721



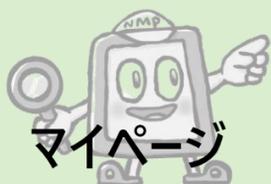
095-825-4792

【業務時間】午前9時から午後5時45分まで  
月～金曜日(祝日、年末年始を除く)



s40079☆pref.nagasaki.lg.jp  
(「☆」を「@」に置き換えてください)

互助組合  
ホームページ



### トピックス

お知らせ	1
互助組合事業一覧	8
カフェテリアプラン助成事業	11
生涯生活設計	16
貸付事業	18
保険事業	21
全教互会員証割引事業	22
退職互助部制度	23

## ➤ 令和7年度からの変更点

NEW!



### カフェテリアプラン助成事業の変更

一部メニューで助成額UP！詳しくは11ページをご覧ください。



### ペーパーレス化への取組

紙帳票からマイページへの掲載に移行。詳しくは6ページをご覧ください。

## ➤ 「産前・産後休暇」の掛金免除について

産前・産後休暇（業）を取得し掛金免除となる場合は、下記の書類（写し）を提出してください。

### 〔提出書類〕

県費	下記のどちらか1つ（写しで提出） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別休暇の届出（産前休暇願・産後休暇届）</li> <li>・ 諸願承認届簿</li> </ul>
県費以外（団体・市教委等）	休・退職者届（互助様式）

## ➤ 再任用者の取扱いについて

### ● 再任用フルタイム職員

現職の正規職員と同様の資格を持ち、ほぼ同様の給付を受けることができます。  
また、退職組合員の資格を取得された方は、並行して退職互助部の給付も受給できます。

#### <対象外事業>

退職特別給付金、貸付事業、一部保険の団体扱い

### ● 再任用短時間職員

現職組合員の資格がありません。  
退職互助部の資格を取得されている方は、退職互助部の事業を利用することができます。

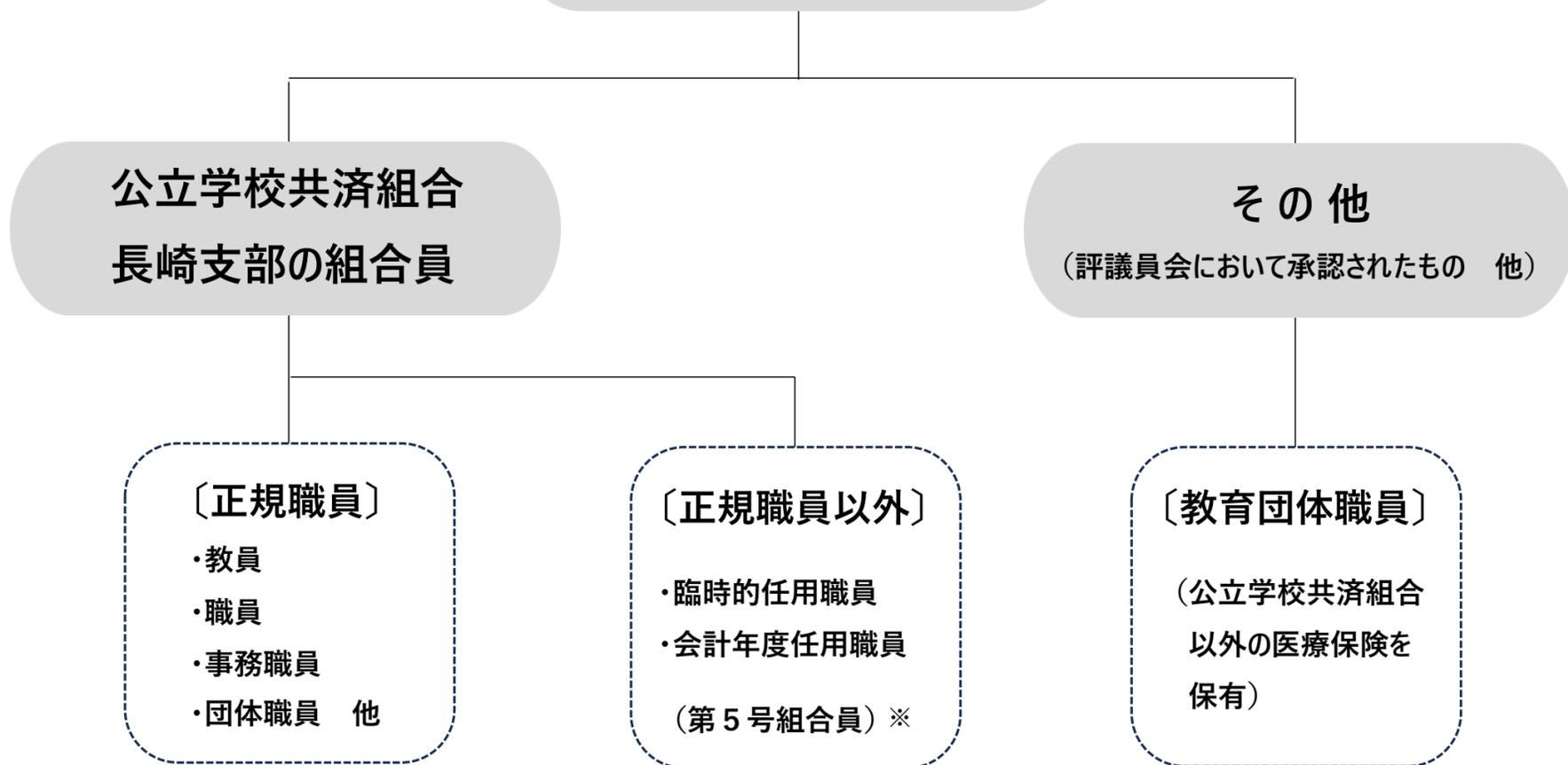
その他、臨時的任用職員や会計年度任用職員として勤務をされる方は、互助組合の第5号組合員になります（2ページ参照）

# 互助組合員について

利用できる事業は  
「互助組合事業一覧」  
で check ✓

## 組合員図

### 互助組合員



※第5号組合員の方は、原則掛金納入が不要ですが、利用できる互助組合事業に制限があります。  
ただし、臨時的任用職員のうち希望される方は、掛金を納入することで互助組合事業の一部を利用することができます。(下表参照)

## 第5号組合員

	掛金納入	申込書の提出	利用できる 互助事業
臨時的任用職員	希望する者 (給料の月額7/1000)	必要	カフェテリアプランなどの 各種給付事業
	希望しない者 (掛金納入なし)	不要	一部事業のみ ※ (会員証割引事業など)
会計年度任用職員	対象外		

※掛金納入のない第5号組合員の方が利用できる事業については、「5号組合員について」でご確認ください。

### 第5号組合員 掛金控除の申込にかかる注意事項

- ・申込みの際は「互助組合掛金控除依頼書 (様式5号組-1)」を互助組合に提出 (退職時の手続きは不要)
- ・提出期限は、公立学校共済組合長崎支部組合員の資格取得日又は任用継続日の翌月末 (必着)
- ・事業を受ける権利は、共済資格取得日又は任用継続日に遡及して発生  
(共済資格取得日以降の給付が対象)
- ・掛金は毎月の給与から控除 (採用月分から)



一般財団法人  
長崎県教職員互助組合 HOME 互助組合について 現職組合員

優待情報

HOME > 期間限定優待情報

期間限定優待情報

組合員とその家族の福利厚生を充実を図ることを目的に、福利厚生施設等の企業様から！  
(随時更新予定) 詳細のPDFはパスワードで保護されています。パスワードは所属宛に！  
退職組合員の方は互助組合へ直接メールでお問合せ下さい。

期間限定のお得な情報を互助組合のホームページに随時更新します。  
(※会員証割引事業とは別事業)

パスワード	xw3hzh (半角英数)
-------	---------------



<https://www.kyogo-nagasaki.or.jp/>

### 「全教互会員証」割引事業



互助組合の会員証を提示することで、各種の割引・特典が受けられます！  
(※はり・きゅう・マッサージ提携施設は一覧で表示)



ID	621
パスワード	xw3hzh (半角英数)

<https://www.zenkyogo-kaiinsyo-login.com/>

### じゃらんコーポレートサービス



じゃらんコーポレートサービスの限定プランを利用できます。

ID	Nagasaki
パスワード	xw3hzh (半角英数)



<https://jcs.jalan.net/bw/bwp0100/bww0101.do>

### スポーツクラブ 「ルネサンス」法人割引



互助組合員の方は、スポーツクラブ「ルネサンス」を割引料金で利用できます  
(共済組合の割引と同一)



〔利用方法〕

入会時に「法人会員として利用したい」と伝え、「公立学校共済組合長崎支部の組合員証」を提示

<https://www.kyogo-nagasaki.or.jp/common/renaissance/>

### ローチケbizプラス



ローソンチケットが運営する福利厚生サービス！  
旅行や映画（ユナイテッドシネマ）の優待、チケットの引取りに利用できます

パスワード	bH4KSbQc (半角英数)
-------	-----------------



<https://l-tike.com/bizplus/premium.html>

# 互助組合の電子申請

## カフェテリアプラン助成事業 の申請



カフェテリアプラン助成事業のWEB申請ができます（※詳細は13ページ）

<https://www.kyogo-nagasaki.or.jp/cafe/>



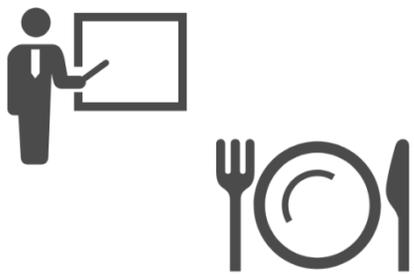
パスワード **xw3hzz** (半角英数)

◇ 領収書の対象期間 : R7.4.1 ~ R8.3.31

◇ 申請期間 : R7.5.12 ~ R8.4.30

QRコードから読み込む場合は自動ログインのためパスワードの入力不要！

## ランチセミナーの応募



ランチセミナー応募システムを利用して、ランチセミナーの応募ができます

<https://www.kyogo-nagasaki.or.jp/lunch/>

パスワード \* \* \* (半角英数)



※応募に必要なログインパスワードは、セミナーの案内時に通知します

## 退職組合員資格取得届 の提出



退職組合員の資格取得の届出のWeb申請ができます

<https://www.kyogo-nagasaki.or.jp/taishikaku/>



パスワード **n4721** (半角英数)



教職員の福利厚生を  身近に感じる情報誌

として6・8・11・2月に発行しています！！

広報誌クイズの応募



<https://www.kyogo-nagasaki.or.jp/gojoquiz/>

投稿ページ 

広報誌「グッとスマイル長崎」に掲載されているクロスワードパズルの答えを、互助組合のホームページから応募できます。

☆ 広報誌「グッとスマイル長崎」では、表紙写真や組合員の声を募集しています！ 詳しくは [こちら](#) →





# 請求の際の注意事項



## (1) 全般

各種請求書の記入欄は、内容審査等に必要ですので、もれなく（空欄がないよう）記入してください。記入例は、互助組合ホームページや各所属配布の『福利厚生事務の手引』をご参照ください。

### 請求期間

事由発生日から **3年以内**

- ※事由が発生したら、すみやかに請求してください。
- ※ただし、カフェテリアプラン助成事業は年度単位のポイント制として助成しており、未使用・残余ポイントは翌年度に繰越すことはできません。

### 医療機関等に 証明してもらう 場合

必ず受診した医療機関で記入してもらってください。  
（証明する者以外の記入は無効となりますのでご注意ください。）  
訂正事項があった場合は、訂正箇所に医療機関等の証明印が必要です。  
修正ペン等での修正は無効となります。

## (2) 給付金等の請求から送金まで

各種給付金等の請求は、毎月末で受付を締め切り、審査等の処理を行い、受付月の翌々月の10日前後に登録口座に送金します。



- ※給付金の請求書には、互助組合のHPより最新の様式を取得してご利用ください。
- ※様式の右上に所属受付印の押印が必要な場合は、忘れずに押印してください。

## (3) 扶養家族とは

○公立学校共済組合及びその他社会保険各法の被扶養者として、認定された者（運営規則第6条）



### ワンポイント

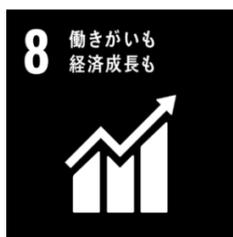
- ・請求書の様式は最新のものをご利用ください。  
→ 互助組合ホームページの「様式集」より取得できます。
- ・請求書の右上には「所属受付印」の押印が必要な様式があります。  
→ 忘れずに押印をお願いします。



# ペーパーレス化への取組



## ペーパーレス化はSDGs 目標達成の第一歩



昨今、紙の使用量を減らすペーパーレス化がSDGs目標の達成に重要な役割を果たすと考えられており、互助組合でも以下のペーパーレス化に取り組んでいます。



給付金決定通知書



貸付償還予定表

※令和7年4月以降は、原則紙での発行は行っておりません。

## マイページ上の確認画面

各種通知  
各帳票のボタンに掲載の更新時期に更新されます

福利厚生室	給付金決定通知書 更新時期: 月初
共済組合	貸付金償還予定表 更新時期: 月初
互助組合	団体扱保険一覧 更新時期: 毎月中旬
	給付一覧 更新時期: 毎月10日頃
	互助組合パスワード一覧 更新時期: 年度初め
	ローチケbiz+ おすすめ情報 更新時期: 随時

各帳票につきましては  
組合員向けマイページより

いつでも

ご確認いただけます！



### ワンポイント

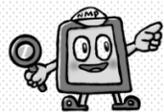
給付金決定通知書の書面発行を希望される方は、「書面発行依頼書」を互助組合まで提出してください。

※希望者は年度ごとの提出が必要です。

## その他の取組

- ・各種電子申請（カフェテリアプラン助成事業など）（P4参照）
- ・「貸付シミュレーション」を利用した貸付申込書の作成（P20参照）

ぜひ  
ご利用  
ください！



# マイページの登録方法

お知らせ

事業一覧

カフェテリアプラン

生涯生活設計

貸付事業

保険事業

会員証割引

退職互助部

## 1 トップページへアクセス



【推奨ブラウザ】

- Microsoft Edge
- Apple Safari
- Google Chrome

<https://mypage1.news.ed.jp/>  
上記QRコードあるいはURLから  
トップページにアクセスします。

※パソコンあるいはスマートフォンから  
上記推奨ブラウザでアクセスしてください。

## 2 新規利用登録を開始

組合員個人の方が初めて利用する場合は、  
以下から利用登録を行ってください。  
(個人宛の通知書等を確認できます。)

組合員の新規利用登録

利用登録がお済の方は、  
以下からログインしてください。

組合員のログイン

【組合員の新規利用登録】ボタンをクリック

## 3 個人用メールアドレスを入力

初めて利用登録する方はメールアドレスの認証が必要です。

メールアドレス **入力** → メールアドレス

メールアドレス形式ではありません

メールアドレス: korede@ru.com

OK✓

認証する

認証メールが届かない場合は迷惑メールと認識されている場合があります。  
「mypage1@news.ed.jp」からのメールを受信できるよう設定してください。

ご自身のメールアドレスを入力後、  
【認証する】ボタンをクリック

## 4 メールから利用登録画面へ

マイページ利用登録 メールアドレス認証に  
ついて ▶ 受信トレイ ✕

教職員向けマイページ <mypage1@news.ed.jp> 23:14 (3分前) ☆ ◎  
To 自分 ▶

※このメールはシステムより自動配信しています。  
ご返信いただきましても対応いたしかねます。  
ご不明な点がございましたら、メール末尾のお問い合わせ先までご連絡下さい。

マイページの利用登録を下記URLから継続してください。  
なお、本メール内容に心当たりがない場合は、削除してください。

【メールアドレス認証用URL】  
[https://mypage1.news.ed.jp/login\\_regist?m=c&e=a29peWFzGIA71haWwuY29t&t=91f8e40c309c11449fa6376dc96db7886b17271f19b23c2fecc58c48ef959be3d49b05e115aeafab0a2acde282f1ab310041](https://mypage1.news.ed.jp/login_regist?m=c&e=a29peWFzGIA71haWwuY29t&t=91f8e40c309c11449fa6376dc96db7886b17271f19b23c2fecc58c48ef959be3d49b05e115aeafab0a2acde282f1ab310041)

メール内URLをクリック

## 5 組合員情報入力

利用登録を行いますので、下記に組合員番号、氏名カナ、  
生年月日、設定するパスワードを入力し、入力内容確認ボタンを押してください。

組合員番号 (共済組合員証に記載された7桁の番号)

0123456

入力情報に誤りがあります

氏名カナ (姓名の間にスペース、小文字は大文字へ)

フクリ キヨウコ

入力情報に誤りがあります

生年月日 (数値8桁)

19810912

入力情報に誤りがあります

ログインパスワード  
(12文字以上、英字大・小・数字・記号[-\_!?] 全て含む)

myPage!99999

入力情報に誤りがあります

ログインパスワード確認 (再入力)

myPage!99999

入力情報に誤りがあります

入力内容確認

入力

組合員番号 (共済組合員証に記載された7桁の番号)

0999999

OK✓

氏名カナ (姓名の間にスペース、小文字は大文字へ)

フクリ キヨウコ

OK✓

生年月日 (数値8桁)

19780615

OK✓

ログインパスワード

(12文字以上、英字大・小・数字・記号[-\_!?] 全て含む)

myPage!99999

OK✓

ログインパスワード確認 (再入力)

myPage!99999

OK✓

入力内容確認

ログインパスワード  
で利用できる記号は、  
下記の4つです。

- (ハイフン)
- \_ (アンダーバー)
- ! (エクスクラメーションマーク)
- ? (クエスチョンマーク)

※英字大、英字小、数字、  
記号が入った12文字以上

氏名カナの小文字は  
大文字で入力!!

フクリ キヨウコ

## 6 確認画面 & 登録完了

確認画面が表示されたら、【登録する】ボタンを押すと利用登録完了です。

すぐログインしてご自身宛に届いている通知書等を確認してみましょう!

# 年間スケジュール

<b>4月</b> 	<b>5月</b>	<b>6月</b>
◇前年度分カフェテリアプランの請求期限	◆当年度分カフェテリアプランの請求開始	◇広報誌（グッとスマイル長崎）発行 ◇新退職組合員説明会
<b>7月</b>	<b>8月</b>	<b>9月</b>
◇個別相談会（生涯・介護）	◇ライフステージセミナー ◇ランチセミナー ◇個別相談会（生涯・介護） ◇広報誌（グッとスマイル長崎）発行	
<b>10月</b>	<b>11月</b>	<b>12月</b>
◆ニューライフプラン講習会 ◆ランチセミナー ◆スクールコンサート ◆個別相談会（生涯・介護）	◆ニューライフプラン講習会 ◆ランチセミナー ◆スクールコンサート ◆個別相談会（生涯・介護） ◆広報誌（グッとスマイル長崎）発行	
<b>1月</b>	<b>2月</b>	<b>3月</b>
◇退職手続き開始 （退職慰労金請求書・退職組合員資格取得届 受付開始） 	◆退職手続き ◆広報誌（グッとスマイル長崎）発行 	◇退職手続き 

上記スケジュールは予定であり、変更となる場合があります。  
 正確な日程は、随時ご案内させていただきます。

詳しい事業内容は、次ページ「互助組合事業一覧」をご覧ください！  
 いただくか、互助組合のホームページをご確認ください！



# 互助組合 事業一覧

☆5号組合員（掛金納入あり）も対象

★全ての5号組合員が対象

事業名	事由	対象者	事業内容		給付	
結婚祝金	結婚	組合員 ☆	結婚したとき	20,000円	請求	
出産費	出産	組合員 ☆ 配偶者 ☆	出産したとき ※4か月以上の流産・死産も含む ※夫婦とも組合員の場合は双方に支給	1子につき 30,000円	請求	
療養費	病気・けが	組合員 ☆	（〔保険適用の診療費用-共済組合給付額〕-2,500円）の65%（100円未満切捨）		共済組合員は	
家族療養費		扶養家族 ☆	（〔保険適用の診療費用-共済組合給付額〕-4,000円）の65%（100円未満切捨）		自動	
入院見舞金		組合員 ☆	継続して7日以上入院したとき （年度100日限度） ※保険適用による入院のみ対象	1日につき 500円	請求	
休職(無給)見舞金		組合員 ☆	病気もしくは負傷のため無休休職したとき	1か月につき 20,000円	自動	
入退院交通費	病気・けが	組合員 ☆	準へき地以上の学校等に勤務しかつ同地域に居住し入退院したとき	準～3級地 1,000円 4級地 1,500円 5級地 2,000円 医師の指示による島外 3,000円	請求	
通院費		組合員 ☆	へき地3級以上の学校等に勤務しかつ同地域に居住し通院したとき	3級地 1,000円 4級地 1,500円 5級地 2,000円 医師の指示による島外 3,000円	請求	
介護休暇給付金	介護	組合員 ☆	介護休暇を取得したとき（年度66日を限度）	40歳未満 1日につき 1,500円 40歳以上 2,000円 50歳未満 2,500円 50歳以上	請求	
弔慰金	死亡	組合員 ☆	組合員	200,000円	200,000円	請求
家族弔慰金		扶養家族 ☆	配偶者(扶養家族) 配偶者以外の扶養家族	100,000円 30,000円	請求	
遺児給付金		扶養家族 ☆	組合員が死亡したときに22歳以下の子がいるとき	1子につき 100,000円	請求	
災害見舞金	災害	組合員 ☆	非常災害により住居又は家財に損害を受けたとき	全損 400,000円 1/2損 200,000円 1/3損 100,000円 1/5損 50,000円	請求	
		組合員 ☆ 扶養家族 ☆	50,000円 ※公的機関の指導等による2週間以上の避難	請求		
退職慰労金	退職	組合員	退職・転出したとき（規定に基づき算定）		請求	
退職特別給付金		組合員	20,000円 ※結婚されることなく、在会25年以上で退職したとき(死亡退職を除く)		請求	

お知らせ

事業一覧

カフェテリアプラン

生涯生活設計

貸付事業

保険事業

会員証割引

退職互助部

事業名	事由	対象者	事業内容
カフェテリアプラン助成事業	福利厚生	組合員 ☆	福利厚生メニューの利用にかかる経費を付与ポイントの範囲で助成（要請求）（P.11~15） ※付与ポイント：年度上限 80pt~100pt
リフレッシュ活動費		組合員	下記組合員に 20,000円を自動給付 今年度35歳になる方 今年度45歳になる方(退職互助部加入者のみ) 今年度55歳になる方(退職互助部加入者のみ)
ランチセミナー		組合員 ☆ ★	休日にホテル厳選のランチと生活に役立つセミナーを実施
暮らしとお金の相談窓口	生涯生活設計	組合員 ☆	ファイナンシャルプランナーによる無料の個別相談窓口を開設（P.16）
ニューライフプラン講習会		組合員 ☆ ★ とその家族 ※条件あり	退職手続きや生涯生活設計の知識・情報を提供（P.17）
ライフステージセミナー		組合員 ☆ ★ とその家族 ※条件あり	生涯生活設計及び健康の知識・情報を提供（P.17）
スクールコンサート	公益事業	組合員 ☆ ★ 児童・生徒 ・地域住民	小学校・中学校・高等学校・特別支援学校を対象にコンサートを実施（10月~11月）
貸付事業	貸付	組合員	各種資金の貸付（P18~20） 生活資金：10万~200万円 育英資金：10万~400万円 自動車資金：10万~400万円 リフォーム資金：10万~300万円
保険事業	保険	組合員	生命保険・損害保険料の給与からの引去り（割引保険料）（P.21）
全教互会員証割引事業	お得	組合員 ☆ ★ とその家族	「全教互会員証」を提示することで、協定した割引・特典を受ける（P.22）
期間限定優待情報		組合員 ☆ ★ とその家族	期間限定の優待情報を互助組合ホームページ内に掲載（プレゼント企画・期間限定優待 など）（P.3）
ローチケbiz+ （ローチケbizプラス）		組合員 ☆ とその家族	「ローチケbiz+」を経由すると、チケット購入時の手数料が無料（P.3） ※ほか、ユナイテッドシネマの鑑賞券を割引価格で購入可！など
じゃらんコーポレートサービス		組合員 ☆ ★ とその家族	宿泊予約サイト「じゃらん」の法人版「じゃらんコーポレートサービス」と提携（P.3）
ルネサンス法人割引		組合員 ☆ ★ とその家族	「全教互会員証」の提示で、スポーツクラブルネサンスが法人会員価格で利用可能（P.3） ※公立学校共済組合員の方は「組合員証」を提示
退職互助部制度	退職	組合員	退職後の終身にわたる相互扶助の制度。 別途加入申し出が必要（P.23~24）
広報誌 （グッとスマイル長崎）	広報	組合員 ☆ ★	県福利厚生室・共済組合長崎支部と共同で年4回（6・8.11.2月）発行、教職員の福利厚生をグッと身近に感じる情報を掲載（P.4）
県委託事業	受託事業	県費負担 教職員 ☆ ★	(1) 教職員地域厚生事業 レクリエーション活動等の費用を助成 (2) 健康保持増進事業 ①若年層検診事業 ②脳ドック受診助成事業 ③健康生活づくりサポート事業 （講師派遣・個別相談会）

# 令和7年度からの改正内容

助成メニューの詳細はP13~14

お知らせ

事業一覧

カフェテリアプラン

生涯生活設計

貸付事業

保険事業

会員証割引

退職互助部

## 一部メニューの助成額の増額

R7年度から

● **健康維持・増進経費** 8千円 ➔ **1万円**

厚生事業としての重要項目である「健康維持・増進経費」の助成額の上限を1万円に増額しました。

〔増額メニュー〕

- ① 歯科技工費
- ② メガネ・補聴器購入費
- ③ はり・灸・マッサージ経費
- ④ 健康診断・予防接種経費
- ⑤ メンタルケア
- ⑥ 健康用品購入費
- ⑦ 医薬品購入費
- ☆ 詳細は13ページ

## 助成対象者の取扱い

● **助成メニューの利用者** 本人 扶養家族 ➔ **原則 本人のみ**  
(一部メニューを除く)

- ※「予防接種」の経費は 扶養家族のみでも助成対象
- ※「旅行経費」「スポーツ等チケット」などは 組合員の同伴が必須
- ※「育児・介護用品」は 組合員の購入であれば、使用者の制限なし

## 助成メニューの見直し

● **新設メニュー**：医薬品購入費（本人のみ）

R7年度から

● **廃止メニュー**：レクレーション用品等購入費  
IT・OA機器購入費

今年度より  
対象外！

● **縮小メニュー**：メンタルケア ➔ 交通費を除外  
スポーツ用品購入費 ➔ 専門用品のみ対象  
保育施設等利用経費 ➔ 一時預かり保育料のみ対象

対象となるメニューや助成対象者は、次ページ以降でご確認いただけます。

# 事業の概要

## ➤ 助成対象者

互助組合員（休職者及び育児休業者含む、フルタイム再任用者含む）

※5号組合員（臨時的・会計年度任用職員）で 掛金納入がない方は対象外 です

## ➤ 対象期間

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

※年度途中で採用・退職された方は、在職されている期間 が対象

## ➤ 請求期間

令和7年5月1日（木）～令和8年4月30日（木） ※締切厳守！

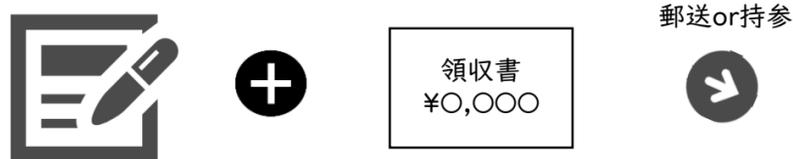
※Web申請は、システムリニューアルのため、5月12日から利用 できます

## ➤ 助成額(付与ポイント)

8千円 [80ポイント] ～ 1万円 [100ポイント] （利用する助成メニューにより異なります）

## ➤ 請求方法

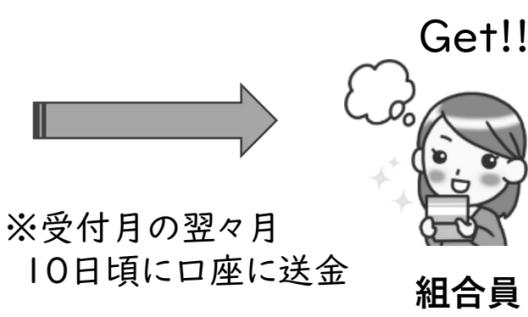
### ①「カフェテリアプラン利用補助金請求書」の提出



### ②「カフェテリアプランWeb申請システム」で申請



早くて便利な  
Web申請も  
利用いただけます！



### Web申請の方法



- ① トップ画面でログインパスワードを入力しログイン（QRコードから読み込む場合は入力不要）
- ② メール認証（メールアドレスを入力し、確認メールを受信）
- ③ 確認メールに掲載された申請用URLにアクセス
- ④ 組合員情報・ポイント区分・申請内容を入力
- ⑤ 領収書等の画像ファイルを添付
- ⑥ 必要に応じて伝達事項を入力のうえ、申請内容を確認し申請
- ⑦ 本人認証時に入力したE-mailアドレスに申請受付完了メールが届いたら完了



QRコード

☆申請メニューは最大2件入力できます  
★1件につき添付できる領収書は1枚です  
→ 2枚以上の添付が必要な際は紙の請求書をご利用ください

# 助成メニュー

「■」：「組合員本人」が利用したもののみ対象  
 「本人同伴」：「組合員本人が同伴」して利用した場合のみ  
 扶養家族分も対象

増額

## 1万円メニュー

### 健康管理・増進活動

メニュー区分	本人のみ	助成限度額	助成対象品目・内容（以下に記載のないものは全て対象外）
①歯科技工費	■	8千円メニューと組み合わせた場合は上限8千円 <b>上限1万円</b>	○保険外診療の差し歯、インプラント、矯正費
②メガネ・補聴器購入費	■		○メガネ、度付きサングラス、コンタクトレンズ、補聴器の購入費・修理代
③はり・灸・マッサージ経費	■		○保険外診療の鍼灸、整体、マッサージ アロマテラピー、カイロプラクティックの施術料
④健康診断・予防接種経費	■※		○保険外診療の人間ドック、脳ドック、がん検診、妊婦健診、器官別健診、歯科健診、健康相談、抗体検査、各種予防接種料 ※予防接種料は扶養家族も対象
⑤メンタルケア	■		○カウンセリング等利用料
⑥健康用品購入費	■		○体重計、体温計（婦人体温計含む）、体脂肪計、血圧計、パルスオキシメーター、アルコールチェッカー、万歩計 ○スマートウォッチ、空気・水等浄化器具、湿度調節器具、吸入器、電動歯ブラシ、電動マッサージ器、トレーニング器具（ダンベル、エアロバイク・ルームランナー等）、ウォーキング・ジョギング・ランニングシューズ ○禁煙補助用品、鍼灸用品、サポーター、磁気ネックレス ○感染予防のためのマスク、うがい薬、手指消毒剤、薬用せっけん（殺菌・消毒作用が明記されたもの）
⑦医薬品購入費	■		○第1類・第2類・第3類医薬品、漢方薬（医薬部外品、サプリメントは除く） ○傷・筋骨を保護するもの（絆創膏、傷薬、テーピングテープ、包帯、ガーゼ等）



## 増額メニューの注意点！

➤ 増額メニューとそれ以外のメニューを組み合わせ利用した場合は、上限額は8千円になります。

〔組み合わせメニューと助成額の例〕

・メガネ（増額メニュー） + 体重計（増額メニュー） ⇒ 上限 1万円

・予防接種（増額メニュー） + コンサート（8千円メニュー） ⇒ 上限 8千円

提出先

〒850-8566  
 長崎市尾上町3-1 県教育庁福利厚生室内  
 (一財)長崎県教職員互助組合



お知らせ

事業一覧

カフェテリアプラン

生涯生活設計

貸付事業

保険事業

会員証割引

退職互助部

# 8千円メニュー

「助成メニュー」に記載されていない経費は、原則対象外になります。

## ● リフレッシュ活動

	メニュー区分	本人のみ	助成限度額	助成対象品目・内容（以下に記載のないものは全て対象外）
リフレッシュ活動	①旅行経費	本人同伴	上限8千円	○交通費（JR等券代・航空券代・フェリー代・バス代・有料道路通行料）、レンタカー代、パックツアー参加費 ○宿施設の宿泊料、宿泊に伴う駐車場料金、キャンプ場等のコテージ等利用料 ※組合員同伴での扶養家族分は対象、扶養家族のみや扶養家族以外の同行者分は対象外
	③スポーツ・文化鑑賞チケット購入費	本人同伴		○各種スポーツ観戦料（年間パスポート含む） ○音楽（コンサート等）、演劇、演芸、伝統芸能、舞踏、講演会、映画鑑賞のチケット代 ※シーズン券、年間パスの対象期間は、購入日時点を基準とする
	④レクリエーション・文化施設等利用費	本人同伴		○水族館、動植物園、遊園地、テーマパーク、サーカス、日帰り温泉・銭湯、展覧会、保養施設、海の家等 レジャー施設の入場料・利用料・入会費・年会費 ○美術館、博物館、神社仏閣等文化芸術施設の入場料・入館料 ○陶芸体験、潜水体験、マリンスポーツ体験など各種体験料金、釣りの渡船料や入漁料などの利用料 ※シーズン券、年間パスの対象期間は、購入日時点を基準とする
	⑤スポーツ活動費・用品購入費	■		【スポーツ活動費】 ○スポーツ施設（テニス、ゴルフ、スキー、スケート、プール、マリンスポーツ施設、体育館、野球場、陸上競技場、トレーニングジム、ボウリング場、卓球場、乗馬施設等）の入場料及び利用料金、回数券購入費 ○各種スポーツクラブ、健康づくり各種教室（体操教室、ダンス教室、スポーツ教室、スイミングスクール等）の入会金・会費・受講料 ○スポーツ大会（マラソン大会、ウォーキング大会等）の参加費 ※シーズン券、年間パスの対象期間は、購入日時点を基準とする 【スポーツ用品購入費】 ○各種スポーツの専用道具（バット・サッカーボール等の専用道具、柔道着等の専用ユニフォーム、サッカーシューズ等の専用シューズ）の購入費・レンタル料・メンテナンス費用

## ● 自己啓発

	メニュー区分	本人のみ	助成限度額	助成対象品目・内容（以下に記載のないものは全て対象外）
自己啓発	①自己啓発費	■	上限8千円	【各種講座などの受講料等】 ○大学（通信教育・夜間部・放送大学）や各種学校（専門学校等）での公開講座や科目履修のための入学金・受講料 ○各種通信教育の受講料・テキスト代（パソコン・書道・ペン字・油絵・写真・園芸等） ○各種講座・教室・習い事の入学金・受講料・テキスト代（パソコン、語学、書道、茶道、華道、音楽教室、絵画教室、陶芸教室、教養講座、カルチャー教室など） 【各種資格の取得】 ○資格取得を目的とする受講料・テキスト代・受験料（英語検定、簿記検定、パソコン検定、建築士、危険物取扱者、衛生管理者、宅地建物取引主任責任者、小型船舶免許、アマチュア無線、ホームヘルパー、気象予報士など） 【書籍の購入】 ○自己啓発活動のための書籍購入費 （電子書籍は対象、学術専門以外の雑誌、週刊誌、漫画、写真集は対象外）
	④イベント参加費	■		○フォーラム・講演会などの聴講料・参加料 ○長崎県婚活サポートセンター入会登録料 ○音楽、美術、書道、写真、華道等芸術活動の展覧会・品評会への出展料 ○囲碁・将棋等の各種大会参加料
	⑤ボランティア活動費	■		○ボランティア活動に要した交通費、宿泊費、保険料 （ボランティア活動に参加したことを証明する書類が必要） ○地域活動（非営利活動）に要した交通費、保険料

## ● 生活支援

	メニュー区分	助成限度額	助成対象品目・内容（以下に記載のないものは全て対象外）
生活支援	①介護・看護支援費	上限8千円	○ホームヘルパー利用料、家政婦利用料、介護（通所・入所）施設利用料・通院に要する交通費、介護サービス利用料（6か月を超える長期利用を除く） ○介護用ベット、車椅子等介護用器具の購入・レンタル費（修理代含む）、在宅介護用の自宅内改装費、大人用おむつ、介護専用消耗品の購入費、 ※介護保険適用による自己負担分も対象とする
	③子育て支援費		○幼稚園、保育所、託児所、学童保育、病児保育の保育料、育児サービス、ベビーシッター利用料（いずれも一時預かりのみ） ○ベビーベッド、ベビーカー、チャイルドシート、ベビーラック、ベビーサークル、ベビーモニター、歩行器、おまる、抱っこ紐、おんぶ紐 ○紙おむつ、哺乳器具、搾乳機、おしりふき、ベビーソープ、ベビーローション
	⑤防災用品購入費		○防災用品（防災用品セット、家具転倒防止器具、火災報知機、消火器、懐中電灯、防災用ラジオ、防災用持出袋、防水・耐火金庫等、ポータブル電源）の購入費 ○防犯用品（防犯カメラ、防犯ブザー、録画機能付きインターフォン等）の購入費

# 対象外の経費

下表の経費は助成できませんので、請求する際は請求額から控除してください

本人・扶養家族以外の経費	生活支援メニュー以外については、控除してください。
送料・振込手数料・代引き手数料	請求する際は、該当金額分を控除してください
ポイントでの支払い分や値引き分	
有料レジ袋代	
免許等の更新料（収入印紙代）	各免許更新に必要な費用 など
遊戯性・賭博性が強いもの、公序良俗に反するもの	競馬・パチンコ など ゲーム機・おもちゃ など
日用品（文具・消耗品・家電）	ペン・手帳・カレンダー・スタンプなどの文具類 子どもの学用品代 洗剤・トイレトーパー、ティッシュペーパーなど
衣料品	スーツ・普段着、帽子、通勤バッグ、はかまレンタル代、ベビー服（肌着含む）、子ども服 など
食料品・飲食費（外食含む）	※食品は全て不可 健康食品・スポーツドリンク・プロテイン・サプリメント・ミルク・ベビーフード・介護食品 宿泊代に含まれていない飲食代（利用明細書で別書きになっている飲食代 など） 保育施設などの飲食代・おやつ代
光熱費・燃料代	電気代、ガス代、自家用車のガソリン代 など
金券類	図書カード・商品券・宝くじを購入した費用
通勤手当・出張旅費に該当するもの	別に支給されるため対象外
保険診療の自己負担分	健康保険証を用いて診療した経費
その他	福利厚生観点から助成対象としてふさわしくないと判断されるもの

※上記以外にも「助成メニュー」に記載されていないものは、原則対象外になります。



## 請求時のワンポイントアドバイス！

### ➤ 領収書等が入手できないときは・・・

「支払いを証明するもの」と「利用(購入)した内容がわかるもの」を添付(コピー可)してください。

利用(購入)方法	添付書類（必ず「支払済」であることが分かる書類を添付してください！）
現金払い	レシート・明細書 など（支払者の氏名がない場合は必ず付記してください）
インターネットで購入	明細書・計算書・カード決済時の確認メールを印刷したもの など
クレジットカードで購入	レシート、クレジットカード利用者(控)、カード会社からの請求明細書、内容がわかる書類（予約・購入内容を印刷したもの など）
銀行振込	①振込書の控え ②明細書、内容がわかる書類（受講票や決定通知書 など） ※①と②の両方を添付してください
口座引落し	①通帳のコピー （口座名義人が記載されているページと引落とし金額が記載されている該当ページの両方） ②金額がわかる書類 ※①と②の両方を添付してください

### ➤ 領収書の金額に、対象外経費が入っている場合は・・・

「内訳が分かるものを添付して、カフェ請求書（様式）には対象外経費（税込）を控除した額を記入。

※対象外経費は上の「対象外の経費」で確認！

## 暮らしとお金の相談窓口

相談料 無料

「暮らしとお金」について、気軽に相談できる専門窓口を常時開設しています。

## 相談内容

資産運用

住宅ローン

年金

etc...

保険の  
見直し

iDeCo

相続



## 相談方法

専門相談員に直接連絡  
(電話・メール)

組合員



専門相談員

## 注意事項

専門相談員に電話やメールで連絡する際は、

- ① 互助組合の相談窓口を利用すること
- ② 氏名
- ③ 所属 を伝えてください。

- ・当事業の趣旨に合わない相談内容はお断りすることがあります。
- ・面談希望の場合は日程や面談場所の調整が必要です。
- ・専門相談員への迷惑行為等が発覚した場合、利用を中止します。
- ・専門相談員が不在の場合は、折り返しでの対応となります。
- ・相談内容は「長崎県個人情報保護条例」により保護されます。

詳しくはQRコードを読み込んで

互助組合のHPをチェック!!



- 電話** 専門相談員に直接電話する。  
※受付 9:30~18:00 (日・祝日を除く)
- メール** 専門相談員に直接メールする。  
※相談シートを互助組合HP様式集からダウンロードして添付してください。
- 面談** 専門相談員の事務所等で相談する。  
※電話・メール等で事前予約が必要です。

## 専門相談員 (CFP®)

CFP=世界が認めるプロフェッショナルファイナンシャルプランナーの証

(有)アクセス・プラザ

代表取締役 伊藤 克樹

(いとう かつき)

☎ 095-827-0007

☒ 相談シートに掲載



(株)WiseBrainsConsultant&amp;アソシエイツ

代表取締役 大曲 義典

(おおまがり よしのり)

☎ 095-895-8351

☒ 相談シートに掲載



FPオフィス マーレ・コンサルティング

代表 峯 富美子

(みね ふみこ)

☎ 090-9078-6370

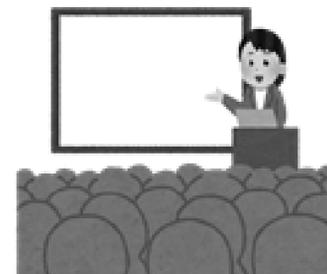
☒ 相談シートに掲載





# 生涯生活設計

ぜひご参加ください!



## ニューライフプラン講習会

お知らせ

事業一覧

カフェテリア  
プラン

生涯生活設計

事業内容	退職を間近に控えた教職員等を対象とした、諸制度・諸手続きの説明
テーマ	医療保険、共済年金、互助制度、退職互助部制度
対象者	公立学校共済組合長崎支部の組合員又はそれ以外の(一財)長崎県教職員互助組合の組合員で、56歳以上の組合員またはその配偶者 ※対象者は変更となる可能性があります。
開催場所・時期	県内の各会場で、10月～12月に実施
主催	長崎県教育委員会、公立学校共済組合長崎支部、(一財)長崎県教職員互助組合
申込方法	県教育庁福利厚生室より通知

## ライフステージセミナー



貸付事業

保険事業

会員証割引

退職互助部

事業内容	在職中及び、退職後を視野に入れた生涯生活の充実を実現するための、セミナーの実施		
テーマ	生涯生活設計及び健康に関すること及び、退職互助部事業について 例) iDeCo、新NISA、ふるさと納税、保険、住宅関係、 退職互助部医療補助金etc		
対象者	公立学校共済組合員、互助組合員及びその家族		
開催場所・時期	長崎 佐世保 諫早	8月開催(予定)	時間：3時間程度 定員：各50名
申込方法	互助組合より7月初旬に所属あてに案内を通知		

生涯生活の充実に向けて、必要な知識や情報の収集にお役立てください!

## 貸付制度

貸付対象者	互助組合員（5号組合員は対象外）
貸付の制限	<p>下記に該当する者には貸付は行わない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用後、初回の互助組合掛金の納入が済んでいない者</li> <li>・定年退職者等の再任用者および、未成年者（法定代理人の承認がない場合）</li> <li>・給与が支給されない者（育児休業等）、現に給与の差し押さえを受けている者</li> <li>・懲戒を事由とする停職等の処分を受け、給与の支給が見込めない者</li> <li>・自己破産又は民事再生等により債務不履行が発生し、互助組合へ損害を与えた者</li> <li>・貸付保険事故者</li> </ul>
申込締切日	毎月10日（互助組合必着）
貸付（送金）日	毎月末日（休日等の場合は、直前の平日）
償還方法	元利均等、毎月償還及びボーナス併用償還
申込書類	<p>①貸付金申込書          ②貸付金借用証書（要収入印紙）          ③借入状況申告書          ④附属書類（生活資金は不要）</p> <p>※他金融機関からの借換は、申込書類の様式が異なりますので、申込前に事務局までご相談ください。</p>
貸付条件	<p>1. 毎月の償還金（互助以外の既存借入を含む）の合計が、給料月額の下25%を超えない範囲であること</p> <p>2. ボーナス償還金（互助以外の既存借入を含む）の合計が、給料月額の下60%を超えない範囲であること</p> <p>3. 他金融機関等からの借換の場合は、借入残高が貸付限度額の範囲内で全額借換が可能であること（※一部返済不可）</p>
借替制度	【既に互助組合の貸付を利用されている方】（※同一種類の貸付が対象） 既貸付の未償還元金を新たな貸付金から差し引いて送金します
他金融機関からの借換	<p>他金融機関等からの教育・自動車・リフォームローンの借換ができます。</p> <p>※お借入内容によって準備いただく書類が異なる場合があります。</p> <p>まずは事務局にご連絡ください。（TEL：095-824-4721）</p>
繰上償還	<p>希望により、償還途中の貸付残金全額を一括して返済できます。</p> <p>※電話にて申し出（毎月20日締切）後、互助組合から送付される通知をもとに指定日（28日頃）までに振込</p>
償還猶予	<p>育児休業等により給与が支給されなくなった場合、定期償還を猶予します。育児休業の場合は、復帰後に引き続き定期償還を再開します。（手続き不要）</p>

# 貸付の種類

お知らせ

事業一覧

カフェテリア  
プラン

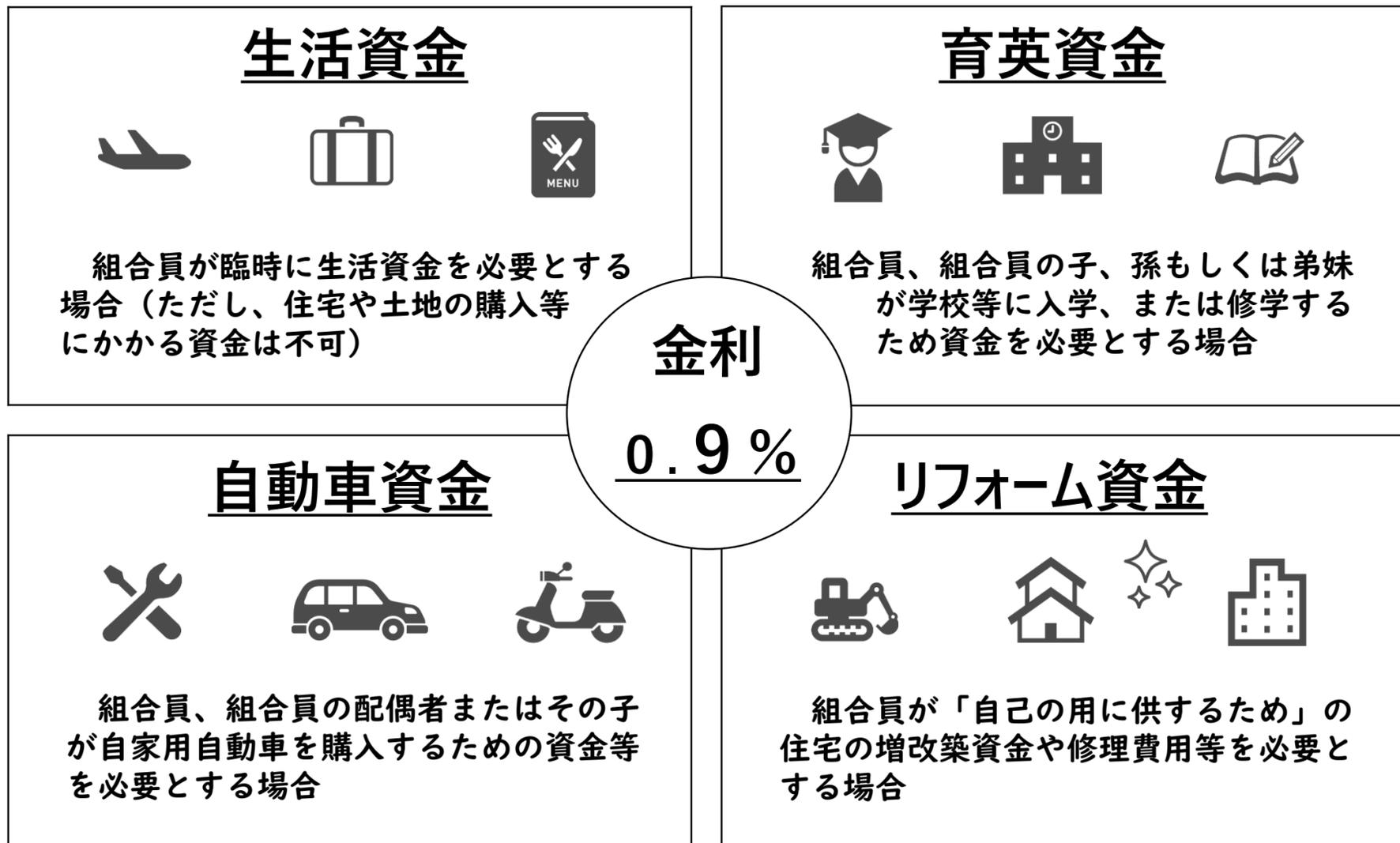
生涯生活設計

貸付事業

保険事業

会員証割引

退職互助部



種類	貸付 限度額	償還 回数	附属書類	附属書類 (他金融機関からの借換)
生活 資金	10万円～ 200万円	120回 以内	不要	不可
育英 資金	10万円～ 400万円		合格通知書（写し）又は在学証明書 （原本・発行から3か月以内）  ただし、合格通知書の場合は、入学後に「在学証明書」が別途必要 ※対象者が本人又は被扶養者でない場合は住民票又は戸籍謄本	〔申込時〕 ①貸付金申込書 【貸様式第3号】 ②借用証書 【貸様式第4号】 ③借入状況申告書 【貸様式第5号】 ④借入金の残高証明書 （発行後3か月以内の原本） ⑤既存借入の返済予定表 （写し可）
自動車 資金			見積書（原本・販売店印が必要）又は売買契約書（写し）  ただし、購入用途の場合は貸付後に車検証の写しが別途必要 ※購入者が本人又は被扶養者でない場合は住民票又は戸籍謄本	
リフォーム 資金	10万円～ 300万円		①工事請負契約書（写し）又は工事費用見積書 （写し） ②敷地、建物の登記事項証明書 （原本・発行から3か月以内） ※区分所有マンションの場合は建物の登記事項証明書のみで可 ③修理箇所の図面又は写真 ※所有者名義が本人でない場合は、住民票又は戸籍謄本	〔実行後〕 既存借入の完済証明書  ※提出のない場合は、 借入金は即時全額償還 していただきます。

# 貸付までの流れ

①書類作成・申込



組合員



②審査



互助組合



③貸付金送金・償還開始



組合員

償還予定表は  
組合員向けマイページ  
で確認いただけます。

## 申込書作成時のワンポイントアドバイス！

マイページ  
登録画面 ⇒



1.「申込書類」は互助組合HPの「貸付シミュレーション」  
で作成すると便利です。

[https://www.kyogo-nagasaki.or.jp/gensyoku/kashi\\_simu/](https://www.kyogo-nagasaki.or.jp/gensyoku/kashi_simu/)

⇒ 手書き部分が少なくなり、  
書類不備も激減します！

2.互助組合で同種別の借入がある場合は「借替」での  
申込となります（「新規」ではありません）。

⇒ 既存貸付残高を差引いて  
送金します！

## 貸付FAQ（よくあるご質問）

Q 審査結果について互助組合から連絡はありますか？

申込書類を受け付けて書類に不備がなく、審査結果に問題なければ、互助組合から連絡はありません。その場合は、月末に指定された受取口座に貸付金を送金します。申込書類等に不備があり、貸付ができない場合にのみ、互助組合から連絡します。

Q 自動車貸付を申し込む前に、現金で一旦支払いをしました。  
支払済みでも自動車貸付を申し込むことはできますか？

支払いから1か月以内であれば可能です。附属書類として、通常の自動車貸付の書類（P.19）に加えて、領収書など（支払済みであることを証明する資料）をご提出ください。

Q 自動車を購入する際、ディーラーに審査の承認通知書をもらうように言われました。  
発行できますか？

申し訳ありませんが、審査結果についての書類の作成・発行はできかねますのでご了承ください。審査結果は、ご本人からのお問い合わせのみお答えしております。

Q 振り込まれた金額が申込金額より少なかったのですがなぜですか？

互助組合で同種別の貸付がある場合は、「借替」での申込となります。「借替」では、既存貸付の未償還元金を新たな貸付金から差し引いて送金されます。なお、「借替」での申込では、既存貸付の未償還元金を（貸付限度額内で）新たな貸付の申込金額に含めることができます。

Q 退職時点で未償還金が残っている場合はどうなりますか？

退職慰労金から自動的に差引き、差引後も不足が生じる場合は、改めて通知します。



# 保険料の団体取扱い



お知らせ

事業一覧

カフェテリアプラン

生涯生活設計

貸付事業

保険事業

会員証割引

退職互助部

団体扱いの手続きは加入している各保険会社経由で申込みいただけます。

## 保険料の団体取扱い

って  
ご存じですか？

団体取扱いをすると  
保険料は毎月  
**給与引去りに!**  
さらに  
団体割引が適用されるので  
保険料が  
**割安**になります!



※割引率は保険会社で異なります。  
詳しくは直接保険会社にご確認ください。

➤ **取扱対象者** : 互助組合員  
(5号組合員は対象外)

➤ **取扱時期** : 随時

➤ **申込方法**

### ● かんぽ生命

互助組合へ「団体扱い希望申込書」をFAX（申込書は互助組合ホームページの様式集に掲載しています）



組合員

➡ ① 互助組合に申込書をFAX

◀ ② 申込書類を送ります

➡ ③ 書類記入後、互助組合へ郵送



互助組合

(注) 申請書送付月から団体扱い控除開始までに3か月程度時間がかかります！

### ● かんぽ生命以外

各保険会社へ直接お問い合わせください。（保険会社を経由して、互助組合へ申し込む必要があります）

#### □ 取扱い生命保険会社（16社）

日本生命	ジブラルタ生命
第一生命	マニユライフ生命
朝日生命	明治安田生命
大樹生命	ソニー生命
住友生命	メットライフ生命
富国生命	アフラック生命
全教共済 * 1	かんぽ生命 * 2
教弘保険 (弘済会) * 2	東京海上日動 あんしん生命

\* 1 全教共済は県費職員のみが対象となります。

\* 2 教弘保険、かんぽ生命は、県費職員及び県立大学職員のみ対象となります。

#### ■ 取扱い損害保険会社（2社）

三井住友海上火災保険

あいおいニッセイ同和損害保険

一部代理店では取り扱いできません。  
詳しくは保険会社へ問い合わせください。

#### 〔対象となる保険〕

月払 or 前納払

かつ

- ・学資保険
- ・終身保険
- ・定期保険

左記保険の「保険証券番号」の3桁目が「5」の保険

例) .05 5 0123456



# 全教互会員証割引事業

会員証を提示することで、「協定料金」で利用できます。

## ➤ 利用対象者：互助組合員及びその家族

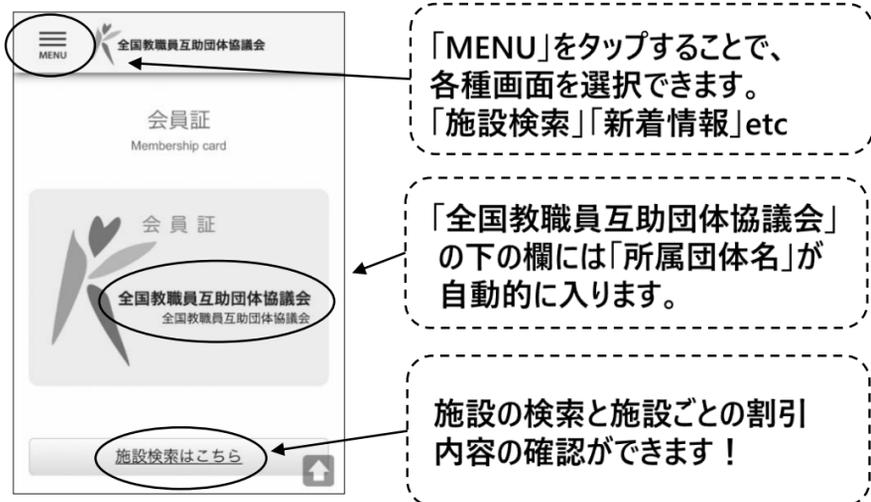
(対象となる家族の範囲は施設により異なります)

## ➤ 利用方法：提携施設で「会員証」を提示 (P3参照)

(割引適用除外日などがありますので、事前に施設にお問い合わせください)

## ➤ 会員証：①モバイル会員証 … 「会員サイト」にサインインし、画面に表示させる ：②カードタイプの会員証 … 希望者のみ発行

### 【会員サイト利用方法】



### 【留意事項】

- ・モバイル会員証のみでもご利用いただけます。
- ・カードタイプの会員証を希望する方は、「会員証発行申請書」を提出してください。
- ・紛失等で再発行を希望する方は、「会員証再発行申請書」に100円分の切手を添えて申請してください。
- ・カードタイプを利用の方で、改姓時はご自身で新姓に書き直してください。

## ➤ 利用できるカテゴリー

<b>泊まる</b> ・旅行社、ホテル、旅館 ・日帰り温泉センター 等	<b>食べる</b> ・飲食店 ・お取り寄せグルメ 等	<b>遊ぶ</b> ・ボウリング場、キャンプ場 ・テーマパーク 等
<b>買う</b> ・スポーツ用品、書籍、衣料品 ・ジュエリー、時計、メガネ 等	<b>楽しむ</b> ・カラオケ、映画館 ・コンサート、演劇 等	<b>学ぶ</b> ・美術館、博物館 ・外国語、学習塾 等
<b>健康・スポーツ</b> ・スポーツクラブ、プール ・ゴルフ、健康、美容 等	<b>暮らし</b> ・冠婚葬祭、住宅、引越し ・各種相談 等	<b>くるま・交通</b> ・レンタカー、フェリー ・自動車学校、駐車場 等

## ★ はり・きゅう・マッサージ施設

【提携施設】… 下記に加盟している施術所 (会員証サイトで検索可)

- ・長崎県保険鍼灸マッサージ師連合会
- ・長崎県鍼灸マッサージ師会

### 【はり、きゅう、マッサージ協定料金】

1術の場合	2,500円
2術の場合	3,000円
3術の場合	3,500円



必ず、事前に電話で長崎県教職員互助組合の会員証割引の協定料金で利用したいと伝えてください。

# 退職互助部制度



退職互助部制度は、教職員の退職後の生活をサポートするために昭和48年に発足しました。県職員や警察職員の互助組織にはない教職員のための独自制度で、退職後に負担が大きくなる医療費の補助などを中心とした事業を行っています。

現職中から掛金を毎月納入していただくことで退職までに掛金を完納できます。退職後は掛金をいただくことなく、お亡くなりになるまで退職互助部の事業を利用することができます。

お知らせ

事業一覧

カフェテリアプラン

生涯生活設計

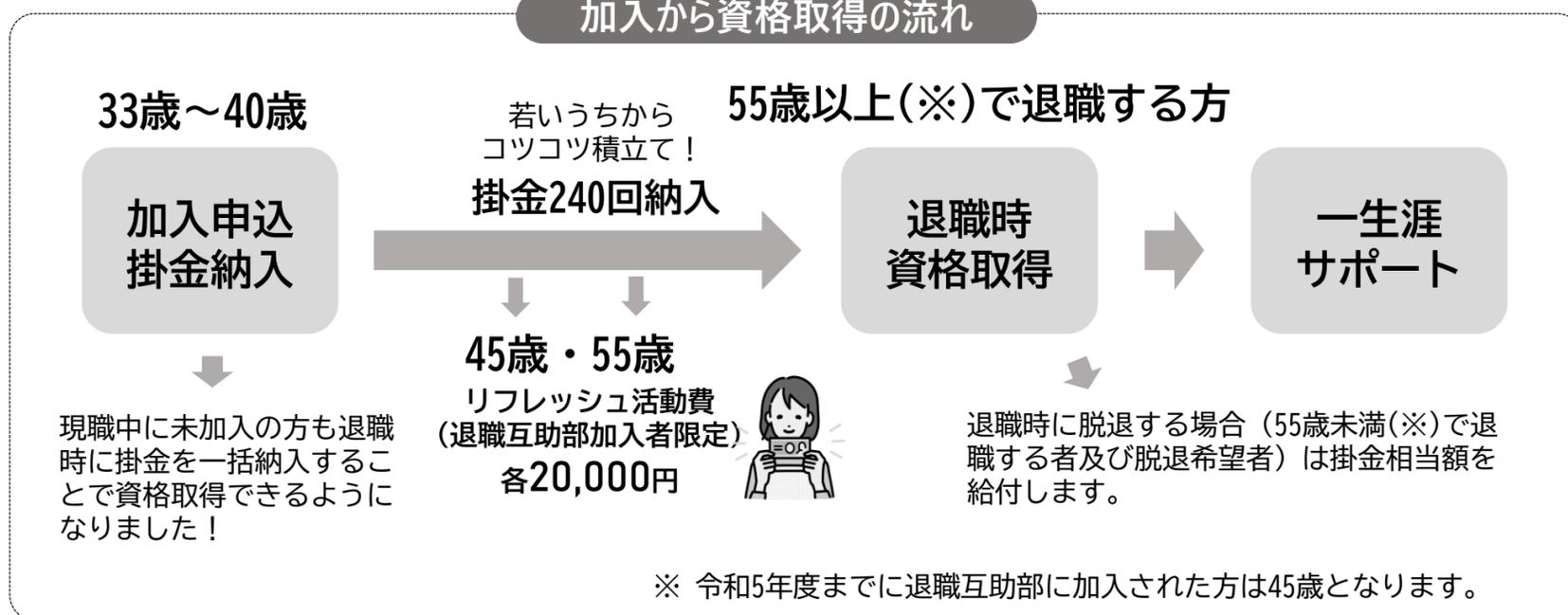
貸付事業

保険事業

会員証割引

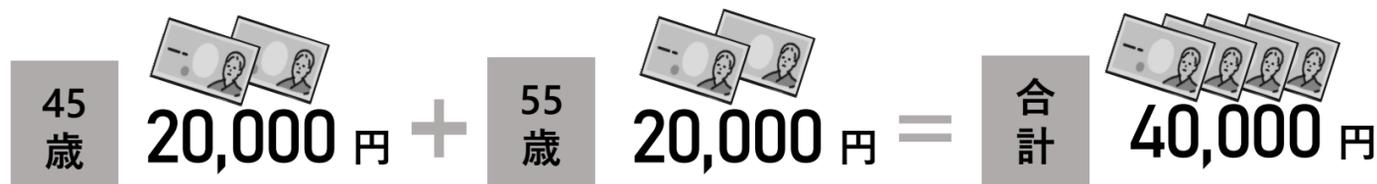
退職互助部

## 加入から資格取得の流れ



退職互助部に加入すると **現職中もメリット** があります!

退職互助部加入者限定の給付で、45歳・55歳の年齢になったとき、それぞれ2万円がリフレッシュ活動費(45歳・55歳)として給付されます。自動給付なので請求もありません。



## 退職互助部事業

### 医療補助金



健康保険証を使って病院(薬局)で支払った医療費(保険診療)の一部を助成

### 指定旅館利用補助



1泊 2,000円を補助  
(年度3泊上限)

### 長寿祝金



祝金 10,000円 贈呈  
(喜寿・米寿・白寿)

### ランチセミナー



ランチセミナーの参加費を補助

### 検(健)診ドック補助



15,000円まで補助  
(年度上限)

### 暮らしとお金の相談窓口



ファイナンシャルプランナーに無料で相談



事業詳細やその他の事業はこちら



退職互助部には **配偶者はいつでも加入できます!**

組合員が加入していれば、扶養の有無にかかわらず、いつでも配偶者を追加することができます。配偶者も加入した場合は、月々の掛金は2人分になります。

ただし、夫婦とも互助組合員の場合は配偶者として加入できず、それぞれ加入することになります。

加入資格	<p>① 満33歳～40歳に達する互助組合員及びその配偶者 ※配偶者は年齢・扶養有無の制限はありません</p> <p>② 既に退職互助部に加入している現職組合員の配偶者 ※配偶者は加入期限・年齢・扶養有無の制限はありません ※配偶者が互助組合員の場合は、現職組合員の配偶者として加入はできません。</p> <p>③ 満40歳以上で異動や新規採用等により互助組合員となった組合員及びその配偶者</p>
加入方法	<p>ア 上記①と③に該当する方 ➡ 該当年齢に達する年度に本人宛に加入案内を送付します。</p> <p>イ 上記②に該当する方 ➡ いつでも加入できます。「現職加入配偶者資格取得届」をご提出ください。）</p> <p>ウ 退職時に掛金を一括納入して加入（令和5年度から導入）</p>
退職互助部掛金	<p>上記「加入方法」の「ア」、「イ」の場合 掛金額：給料の月額（調整額及び教職調整額を含む）×掛金率 掛金率：本人のみ加入 … 1000分の5 本人と配偶者が加入 … 1000分の10 納入回数：240回（20年間） ※ 退職時に残回数がある場合は残額を一括納入</p> <p>上記「加入方法」の「ウ」の場合 令和7年度中に退職する方で61歳の方 一括納入掛金額：550,000円 ※61歳に達していない場合は、その年齢に1歳毎に1万円を加算します。</p> <p>【例 令和7年度末に60歳で退職する場合】 550,000円+10,000円 = 560,000円</p>
資格取得条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 55歳以上で退職</li> <li>・ 退職互助部掛金を完納</li> </ul>